

当院では下記の施設基準を届出し算定しています。

#### ○明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

#### ○医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さまの受診歴、薬剤情報、その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいます。また、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

#### ○一般名処方加算

当院では、後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するものではなく、薬剤の有効成分を記載した「一般名」での処方箋を交付しています。有効成分が同一であれば、薬局にて原則どの後発医薬品(ジェネリック医薬品)も調剤可能とする方法です。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。※後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。但し、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はありません。

ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。

#### ○外来感染対策向上加算

当院は、厚生労働省が定める「外来感染対策向上加算」の施設基準を満たし、診療報酬の算定をしています。感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。発熱やその他、感染症を疑う症状のある患者様には、感染対策を講じ、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応しています。

抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。今後もマスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきます。

#### ○連携強化加算・サーベイランス強化加算・抗菌薬適正使用体制加算

厚生労働省の指針に基づき、感染対策向上加算 1 を届出している市内医療機関と抗生剤の適正使用に関して連携し、3 か月に 1 回の定期的な報告を行っていることの評価として、連携強化加算をすべての受診患者様に月 1 回に限り算定させていただきます。

抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能な全国的なサーベイランス事業に参加し、定期的な報告を行っていることの評価として、サーベイランス強化加算をすべての受診患者様に月 1 回に限り加算させていただきます。

また、このサーベイランス事業に参加し、「直近 6 か月において使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬(※)に分類されるものの使用比率が 60%以上、またはサーベイランスに参加する医療機関全体の上位 30%以上であること」の要件を満たす医療機関が算定できる抗菌薬適正使用体制加算につきましても、すべての受診患者様につき月 1 回に限り算定させていただきます。

※一般的な感染症の第一または第二選択薬として用いられる耐性化の懸念の少ない抗菌薬です。

#### ○ベースアップ評価料

当院では「ベースアップ評価料」を算定しています。これは、物価高騰や賃上げが進む中で、良質な医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただく環境を整えるため、医療従事者の賃上げを行い人材確保に努める、診療報酬改定で国が新設した取り組みです。

患者様には、診療費の一部ご負担がかかる場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療従事者の賃上げに全て充てられます。